年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 令和2年1月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900306号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900209号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額を 44 万円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

年金記録を確認したところ、A社から請求期間に支払われた賞与の記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る普通預金元帳、A社の元同僚から提出された請求期間に係る賞与の明細書及び普通預金元帳並びに同社における請求期間当時の担当者の陳述により、請求者は、平成17年12月9日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び賞与の明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前述の普通預金元帳により確認できる賞与の振込日から、平成17年12月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1900321 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1900210 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 8 日の標準賞与額を 40 万円に訂正することが必要である。

平成17年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

年金記録を確認したところ、A社から請求期間に支払われた賞与の記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び元同僚から提出されたA社の請求期間に係る賞与の明細書により、請求者が、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の請求者の賞与の明細書により確認できる賞与支給額から、40万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、A社における請求期間当時の担当者の陳述及び同社における複数の元同僚に係るオンライン記録から、平成17年12月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900466号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900211号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 9 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月9日

年金記録を確認したところ、A社から請求期間に支払われた賞与の記録がないことが分かった。

請求期間について、賞与振込口座の預金通帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正 してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与振込口座の預金通帳、A社の同僚から提出された請求期間に係る 賞与の明細書及び普通預金元帳並びに同社の担当者の陳述により、請求者は、10万円の標準賞 与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1900471 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1900212 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成19年4月1日から平成21年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年4月から平成20年8月までは19万円を26万円、同年9月から同年12月までは20万円を26万円、平成21年1月から同年8月までは20万円を32万円とする。

平成19年4月1日から平成21年9月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月1日から平成21年9月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成19年4月1日から平成21年1月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成19年4月から同年8月までは30万円、同年9月から平成20年12月までは32万円とする。

平成19年4月1日から平成21年1月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額(第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月1日から平成21年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、 実際に支払われていた給与額より低く記録されている。請求期間については、給与明細書の とおり、前後の期間と同様に 31 万円程度の給与が支給されていたので、当該期間の標準報 酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書等により、請求者がオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認で

きる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 4 月から平成 20 年 12 月までは 26 万円、平成 21 年 1 月から同年 8 月までは 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないものの、年金事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額に見合う額であることから、事業主からオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成19年4月1日から平成21年1月1日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間のうち、平成19年4月1日から平成21年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額から、平成19年4月から同年8月までは30万円、同年9月から平成20年12月までは32万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額(第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900450号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900030号

第1 結論

平成 10 年 3 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に 訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年3月から同年6月まで

私自身が平成 10 年 7 月頃に A 社会保険事務所(当時)において、請求期間に係る国民年金保険料をまとめて現金で納付したにもかかわらず、年金事務所の記録では、当該期間の国民年金保険料は未納であると記録されている。

領収書は残していないが、請求期間に係る国民年金保険料を納付するときに、ほかに未納 期間がないことを確認した上で納付したので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、平成 10 年 7 月頃に、A社会保険事務 所において請求期間に係る 4 か月分の保険料をまとめて現金で納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする時期において、現年度保険料は市区町村が収納事務を行っていた上、日本年金機構B事務センターは、「請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したとする当時、社会保険事務所における国民年金保険料の収納は、住所地を管轄する社会保険事務所のみが過年度保険料(国庫金)の納付書を作成し窓口収納を行っており、住所地が他の社会保険事務所の管轄区域であった被保険者に対して納付書を発行することはできなかったことから、請求者が、平成10年7月にA社会保険事務所において請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかった。」旨回答しており、前述の請求者の主張と符合しない。

また、請求者が平成 10 年 7 月頃に請求期間に係る 4 か月分の国民年金保険料を納付するためには、請求者の住所地である C市D区が発行した現年度保険料の納付書及び同区を管轄する E 社会保険事務所が発行した過年度保険料の納付書を使用して納付することとなるところ、請求期間に係る納付書の入手方法等について、請求者に明確な記憶はなく、保険料納付に係る具体的な陳述は得られない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。